

府中市立浅間中学校「学校いじめ防止基本方針」
令和5年4月1日改定 府中市立浅間中学校策定

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるにのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が主体的にいじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発をその他必要な措置として、人権作文、道徳教育並びに道徳の時間の指導の充実を図る。

②いじめの早期発見措置

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対し、定期的な調査を次のとおり実施する。

○生徒対象アンケート調査 年3回（6月、11月、2月）

○学級担任による教育相談としての生徒からの聞き取り調査

二者面談：年3回（6月、11月、2月） 三者面談：年2回（7月、12月）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

○スクールカウンセラーの活用

○保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教

員の資質向上に努める。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特製を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

(ア)いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、生活指導担当主幹、教務担当主幹、進路指導担当主幹、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他

〔活動〕

○生徒の変化やいじめの早期発見のために学級・学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。

○いじめ事案発生に対して、組織的な対応を中心となって行う。

○早期発見のための取り組みを組織的に実施する。

○生徒、家庭に向けてのいじめ防止の啓発活動を実施する。

○教職員に対してのいじめ防止に関する研修を行う。

〔開催〕

月に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(イ)いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、特定の教職員が一人で抱え込まず、組織的にすみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒を保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

エ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。

オ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

カ 重大ないじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア いじめられた生徒の安全を確保する。

イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施または教育委員会が行う調査への協力を

する。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について、警察と連携をする。

オ 重大事態発生についての教育委員会又は市への報告をする。

カ 重大事態の調査結果についての市の調査への協力をする。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの早期発見に関する組織に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。